

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

11月20日（木）

○開会及び開議	5
○諸般の報告	5
○議席の一部変更及び指定	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○副議長の選挙	6
○副議長就任の挨拶	7
○報告第 2号 専決処分 の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	8
○報告第 3号 令和7年度定例監査結果報告	8
○報告第 4号 例月出納検査結果報告	8
○報告第 5号 例月出納検査結果報告	8
○管理者の挨拶	8
○議案第16号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算	10
○議案第17号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算	10
○議案第18号 令和7年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	21
○議案第19号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	21
○議案第20号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例	23
○議案第21号 大里広域市町村圏組合個人情報 の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	23
○議案第22号 財産の取得について（4t深堀りダンプ）	23
○一般質問	25
○閉 会	28

大里広域市町村圏組合告示（乙）第56号

令和7年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年11月13日

大里広域市町村圏組合

管理者 小林 哲也

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和7年11月20日（木）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議会棟 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	田	中	純	一	議員	2番	小	林	國	章	議員	
3番	白	根	佳	典	議員	4番	新	島	一	英	議員	
5番	千	葉	義	浩	議員	6番	小	島	正	泰	議員	
7番	権	田	清	志	議員	8番	黒	澤	三	千	夫	議員
9番	三	浦	和	一	議員	10番	田	島	秀	興	議員	
11番	岡			仁	議員	12番	山	出	秀	明	議員	
13番	茂	木	一	郎	議員	14番	五	間	く	み	子	議員
15番	高	田	博	之	議員	16番	鈴	木	詠	子	議員	
17番	原	口		孝	議員							

不応招議員（なし）

○会 期 1 1 月 2 0 日

○議事日程

- 日程第 1 議席の一部変更及び指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 (報告第 2 号) 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解について)
(報告第 3 号) 令和 7 年度定例監査結果報告
(報告第 4 号) 例月出納検査結果報告 (令和 6 年度 2 月分及び 3 月分、出納整理
期間 4 月分及び 5 月分)
(報告第 5 号) 例月出納検査結果報告 (令和 7 年度 4 月分から 8 月分まで)
(報告～了承)
- 日程第 6 管理者の挨拶
- 日程第 7 (議案第 1 6 号) 令和 6 年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算
(議案第 1 7 号) 令和 6 年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算
(上程～採決)
- 日程第 8 (議案第 1 8 号) 令和 7 年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算 (第 1 号)
(議案第 1 9 号) 令和 7 年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算 (第
1 号)
(上程～採決)
- 日程第 9 (議案第 2 0 号) 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例
(議案第 2 1 号) 大里広域市町村圏組合個人情報保護に関する法律施行条例の一
部を改正する条例
(議案第 2 2 号) 財産の取得について (4 t 深煽りダンプ)
(上程～採決)
- 日程第 1 0 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（17名）

1番	田中純一	議員	2番	小林國章	議員
3番	白根佳典	議員	4番	新島一英	議員
5番	千葉義浩	議員	6番	小島正泰	議員
7番	権田清志	議員	8番	黒澤三千夫	議員
9番	三浦和一	議員	10番	田島秀興	議員
11番	岡仁	議員	12番	山出秀明	議員
13番	茂木一郎	議員	14番	五間くみ子	議員
15番	高田博之	議員	16番	鈴木詠子	議員
17番	原口孝	議員			

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

管理者	小林哲也
副管理者	小島進
副管理者	峯岸克明
事務局長	高橋千春
事務局次長兼 総務課長	吉岡紀久江
介護保険課長	斉藤公彦
業務課長兼熊谷 衛生センター所長	備前島弘賢
施設建設担当 副参事	清水保之

○事務局職員出席者

総務課長 副課長	柳澤訓賀
主幹	鈴木学
主査	清水正史
主任	田崎有佳里

午後 1時59分 開 会

△開会及び開議の宣告

○黒澤三千夫議長 出席議員が定足数に達しましたので、令和7年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

なお、この後発言をする際は、議事録作成上の関係により、お手元にあるマイクを使っての発言をお願い申し上げます。

それでは、これより会議を開きます。

△諸般の報告

○黒澤三千夫議長 この際、報告いたします。

議会運営委員の専任につきましては、委員会条例第4条の規定により、議長において、議会運営委員に小林國章議員、白根佳典議員、千葉義浩議員、権田清志議員、田島秀興議員、岡仁議員、山出秀明議員、原口孝議員を指名いたしましたので、御報告いたします。

また、先ほど開催されました議会運営委員会において正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

委員長に千葉義浩議員、副委員長に山出秀明議員、以上であります。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付いたしましたとおりです。

なお、議案説明のため、管理者を初め関係者の出席を求めています。

開会前にお手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、1つ、一般質問発言通告書、以上2件であります。

△議席の一部変更及び指定

○黒澤三千夫議長 これより日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更及び指定、本件を議題といたします。

熊谷市から選出されておりました白杵健議員、川田勝巳議員、小鮎賢二議員の後任として、田中純一議員、千葉義浩議員、小島正泰議員が就任されております。

また、深谷市から選出されておりました福島秀樹議員、湯本哲昭議員、清水健一議員の後任として、田島秀興議員、岡仁議員、茂木一郎議員が就任されておりますので、御了承願います。

議席につきましては、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

3番、小林國章議員、4番、白根佳典議員、5番、新島一英議員の議席を1番ずつ繰り上げます。6番、権田清志議員の議席を1番繰り下げます。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議席の一部変更を行うことに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

次に、新たな組合議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により議長において指定いたします。

1 番	田 中 純 一	議 員	5 番	千 葉 義 浩	議 員
6 番	小 島 正 泰	議 員	1 0 番	田 島 秀 興	議 員
1 1 番	岡 仁	議 員	1 3 番	茂 木 一 郎	議 員

以上のおり指定いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○黒澤三千夫議長 休憩中の会議を再開いたします。

それでは、席札をお立てください。

△会議録署名議員の指名

○黒澤三千夫議長 日程第2、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

1 2 番 山 出 秀 明 議 員

1 3 番 茂 木 一 郎 議 員

以上の議員をお願いいたします。

△会期の決定

○黒澤三千夫議長 次、日程第3、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、御協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△副議長の選挙

○黒澤三千夫議長 次、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。議員から御推薦をいただき、議長が指名することにいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議員から推薦をいただき、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、推薦をお願いいたします。

○15番高田博之議員 深谷の茂木一郎議員を副議長に推薦をいたします。

○黒澤三千夫議長 ただいま高田博之議員から茂木一郎議員を副議長に推薦したい旨の発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議ございませんので、副議長に茂木一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました茂木一郎議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました茂木一郎議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました茂木一郎議員に、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

△副議長就任の挨拶

○黒澤三千夫議長 それでは、副議長の御挨拶をお願いいたします。

○茂木一郎副議長 深谷市議会の茂木一郎でございます。ただいま皆様より副議長として御推挙いただき、大変名誉なことと思っております。つきましては、議長をお支えし、副議長の職責を果たせるよう努力してまいりますので、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○黒澤三千夫議長 ありがとうございます。では、よろしくをお願いいたします。

△報告第2号 専決処分^の報告について（損害賠償^の額^の決定及び和解について）

報告第3号 令和7年度定例監査結果報告

報告第4号 例月出納検査結果報告

報告第5号 例月出納検査結果報告

○黒澤三千夫議長 次、日程第5、報告第2号 専決処分^の報告について（損害賠償^の額^の決定及び和解について）から報告第5号 例月出納検査結果報告（令和7年度4月分から8月分まで）、以上4件を一括議題といたします。

この4件について御質疑等がありましたら、お願いいたします。

○3番白根佳典議員 報告第3号、定例監査結果報告について質疑させていただきます。

ナンバー2、ページが2ページになります。（1）、収入事務でありますけれども、現金領収書の欠番が認められたということを指摘されていますけれども、基本的に領収書はナンバリングがしてあって、現金のやり取りがある場合に不都合が起きないようにナンバリングしてあると思っておりますけれども、欠番があったということで、事の顛末など、御説明いただければというふうに思います。

○斉藤介護保険課長 それでは、お答えいたします。

こちらの領収書につきましては、コピー代の領収ということで、領収書を主に事業者の方にお渡ししているものになりますが、こちらにつきましては、本来ですと書き間違いにつきましては、バツ印でそのまま保存しておくものなのですが、誤って廃棄をしてしまったということで判明しております。この取扱いにつきましては、改めて職員に周知をしまして、このようなことがないように、今は再発防止対策をしております。

以上でございます。

○黒澤三千夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第2号 専決処分^の報告について（損害賠償^の額^の決定及び和解について）から報告第5号 例月出納検査結果報告（令和7年度4月分から8月分まで）、以上4件について、報告のとおり了承することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、報告第2号から第5号まで、以上4件は、いずれも報告のとおり了承することに決定いたしました。

△管理者の挨拶

○黒澤三千夫議長 次、日程第6、管理者の挨拶。

小林管理者、お願いいたします。

○小林哲也管理者 それでは、改めまして皆さんこんにちは。管理者の小林哲也でございます。

このたび10月の選挙におきまして熊谷市長に再選をさせていただき、また深谷市長さん、寄居町長さんの御同意をいただきまして、11月6日管理者に再任をいたしました。引き続き組合発展のため、精いっぱい尽力してまいりますので、皆様には格別の御協力をお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。本日、令和7年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様には、御多用の中にもかかわらず、御健勝にて御参会を賜り、感謝を申し上げます。

さて、日本は今、少子化、物価高、国際情勢の緊迫、また地方の衰退など大きな岐路に立っていると認識しています。経済に目を向ければ、新政権誕生による経済対策の期待や米国関税措置に関する日米協議が合意に至った件などの好材料を背景として、日経平均株価が初めて5万円を超えるなど上向き感があり、景気は穏やかに回復していると言われています。

一方、足元の状況を鑑みれば、各種の賃金上昇が見られますが、食料品を中心とした物価高が当面の景気下押しリスクとなっており、私たちの平穏な暮らしに対する不安感はぬぐい取れていません。

こういった状況の中でも、共同事務の観点に立って、諸課題の解決に当たっては、市町と建設的かつ安定的な関係の上、地域の安全と安定を確保してまいる所存ですので、議員皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、組合事業の近況につきまして御報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、本年度上半期は、合計約5万9,183トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと、約2,961トン、4.76%の減となっているということでございます。

次に、不燃ごみ処理でございますが、本年度上半期の大里広域クリーンセンターへの搬入量は3,618トンで、昨年比マイナス66トン、1.80%の減となっております。

次に、介護保険事業でございますが、本年度上半期の介護認定審査会の審査件数は7,065件で、昨年同時期と比較いたしますと230件の減少となっております。今年度は、第9期介護保険事業計画の2年度目でございますが、計画に沿って事業を進めております。今後もより効果的な運営を心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、今定例会に提案いたします議案につきまして概要を申し上げます。

初めに、令和6年度一般会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。令和6年度決算につきましては、厳しい財政状況の下での事業運営でございましたが、事務執行に当たりまして、効率的な運営を行い、健全財政を維持することができたものと考えております。

なお、本決算につきましては、監査委員さんの慎重なる審査をいただき、貴重な御意見をいただ

いておりますので、これを尊重してまいりたいと存じます。

次に、補正予算でございますが、一般会計では、今年度中に業者選定から契約までの一連の準備行為を行う必要がある業務委託について、債務負担行為を追加するものでございます。

また、介護保険特別会計では、介護保険の事業費の確定に伴い、補正するものでございます。

このほか大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例などを提案しております。

慎重審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。

以上でございます。

○黒澤三千夫議長 ありがとうございます。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

△議案第16号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算

議案第17号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出
決算

○黒澤三千夫議長 次、日程第7、議案第16号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び議案第17号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、以上2件を一括議題といたします。

2件について提出者の説明を求めます。

○高橋事務局長 ただいま議題となりました議案第16号及び議案第17号につきまして、順次御説明いたします。

初めに、議案第16号について御説明いたしますので、表紙にナンバー5と表示のあります、大里広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

まず、3ページをお願いいたします。議案第16号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。歳入決算額は52億1,819万4,052円、歳出決算額は48億1,585万5,163円、歳入歳出差引残額は4億233万8,889円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、4ページ及び5ページをお願いいたします。歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄の左から、予算現額50億9,578万9,000円に対し、調定額は52億1,827万9,601円、収入済額は52億1,819万4,052円です。また、収入未済額8万5,549円は、雑入であります自動販売機電気料が出納閉鎖までに納入されず、未納となったものでございます。

なお、この部分につきましては、令和7年6月中に納入済みとなっております。

以降このようなことがないように、相手方に年度内納入の徹底について周知いたしましたことを申し添えます。申し訳ありませんでした。

一番右、予算現額と収入済額との比較は1億2,240万5,052円、収入済額が予算現額を上回る結果

となりました。この主な要因として、2款使用料及び手数料のごみ処理手数料が、業者等の搬入量に関連し、減少した一方で、7款諸収入の物品売払収入が、有価物の売却価格の高止まりを受けて増加したことなどに伴うものでございます。

次に、6ページ及び7ページをお願いいたします。歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄の左から、予算現額50億9,578万9,000円に対し、支出済額は48億1,585万5,163円で、執行率は94.51%でございます。翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の2億7,993万3,837円でございます。

続きまして、決算の主な内容について御説明いたしますので、表紙にナンバー6と表示のございます、大里広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、歳出から申し上げますので、8ページ及び9ページをお願いいたします。説明の順序といたしまして、上の欄に見出しがございますが、見開きの左端にございます款、項、目の欄と、見開き中央部の左側にございます事業名の欄、また必要に応じて、事業名欄の右側の節の欄や見開き右端にございます備考欄により御説明を申し上げます。

初めに、1款議会費は、議会運営に要する経費でございます。令和6年度は定例会を2回開催いたしました。

次に、2款総務費の事業名、人件費は、次の10ページ、11ページにわたりますが、管理者、副管理者並びに事務局長、次長を含む総務課常勤職員6人分の給与等並びに会計年度任用職員2人分の報酬等でございます。

10ページ及び11ページをお願いいたします。事業名、事務局費は、組合事務局の運営経費で、システム使用料や事務機器借上料などの事務経費のほか、曙町事務所の維持管理経費が主なものでございます。

次に、一番下の公平委員会費と次の12ページ及び13ページの監査委員会費は、それぞれ委員等の報酬などでございます。

続きまして、3款衛生費でございますが、事業名、人件費は、次の14ページ及び15ページにわたりますが、業務課及び各センター職員12名と、建設準備課職員5名、計17人分の給与等並びに会計年度任用職員6人分の報酬等でございます。

14ページ及び15ページをお願いいたします。事業名の上、管理運営経費は、ごみ処理事業の総括的な経費で、10節需用費の備考欄の上から4番目の施設補修費は、可燃物処理3施設の緊急を要する修繕等の経費でございます。

14節工事請負費は、可燃物処理3施設の主要設備に係る改修等の経費でございます。

その下の18節負担金、補助及び交付金の備考欄の一番下の交付金は、事業系一般廃棄物の処理手数料を、ごみ焼却施設が立地する熊谷市及び深谷市に対し、立地交付金として交付したものでござ

います。

その下の24節積立金は、施設の大規模修繕等に要する経費の財源に充てるため設置をしております、ごみ処理施設整備基金に前年度繰越金等を積み立てたものでございます。

次に、事業名、次期処理施設建設準備事業は、次期ごみ処理施設の建設準備に要する経費で、16ページ及び17ページにわたりますが、12節の委託料の備考欄、委託料は、主に令和4年度から6年度にかけて実施している環境影響評価などの業務委託の令和6年度執行分でございます。

続いて、2目熊谷衛生センター費からは、可燃物及び不燃物の各処理施設の管理運営経費となります。

初めに、2目熊谷衛生センター費の事業名、管理運営経費でございますが、10節需用費の備考欄中、一番上の消耗品費は、施設の管理運営に必要な消耗資材等の購入が主なものでございます。

上から3番目の光熱水費、その下の燃料費、一番下の薬剤等購入費は、主に施設の運転に必要なとなります電気・水道の使用料やごみの燃焼に必要な燃料、排ガス中の有害物質の除去等のための薬剤等の購入費でございます。

同じく備考欄中、下から2番目の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、12節委託料の備考欄の一番上の委託料は、焼却灰等のセメント原料としての資源化や環境分析のための業務委託料でございます。

その下の管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理や焼却灰等の太平洋セメント株式会社熊谷工場への運搬のための業務委託料でございます。

その下の保守委託料は、各設備の正常な機能を保つための保守点検等の業務委託料でございます。

18ページ及び19ページをお願いいたします。3目深谷清掃センター費及び4目江南清掃センター費は、それぞれ施設で若干の差がございますが、支出内容は熊谷衛生センターと同様、施設の管理運営に要する経費でございます。

20ページ及び21ページをお願いいたします。5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費は、大里広域クリーンセンターの管理運営に要する経費です。

10節需用費の備考欄の上から4番目の施設補修費は、破碎機の補修のほか、各設備の修繕に係る経費でございます。

同じく備考欄の一番下の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

22ページ及び23ページをお願いいたします。12節委託料の備考欄の一番上の委託料は、中間処理により発生した再資源化できない残渣等の処分について、外部の処理施設等へ処分委託したものでございます。

その下の管理運営委託料は、施設の運転管理及び有価物回収のための業務委託料でございます。

14節工事請負費は、ケーシングの更新等の経費でございます。

次に、4款公債費でございますが、可燃ごみ処理3施設の長寿命化施設整備事業の財源として、平成28年度から30年度までに借り入れた組合債の償還経費でございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、前に戻りまして、4ページ及び5ページをお願いいたします。説明の順序といたしまして、上の欄に見出しがございますが、見開き左端にございます款、項、目の欄と、見開き中央部の節欄、また必要に応じて見開きの右端にございます備考欄により御説明を申し上げます。

初めに、1款分担金及び負担金は、構成市町からの負担金でございます。このうち、1項負担金、1目1節事務費負担金は、議会や事務局の運営等の経費に充てるための負担金でございます。

その下、2目衛生費負担金、1節清掃費負担金は、備考欄に4種類の負担金がございますが、各事業の経費に充てるための負担金でございます。

次の2款使用料及び手数料の備考欄のごみ処理手数料は、可燃物処理施設で受け入れた事業系及び家庭系の一般廃棄物の処理手数料でございます。

次の3款国庫支出金の備考欄の循環型社会形成推進交付金は、次期ごみ処理施設の建設に係る環境影響評価などの経費に対し、国から交付されたものでございます。

次の4款財産収入は、各基金の預金利子でございます。

次の5款繰入金は、ごみ焼却施設の大規模改修の財源として、ごみ処理施設整備基金から繰り入れたものでございます。

次の6款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次の7款諸収入でございますが、6ページ及び7ページに参りまして、備考欄の一番上の物品売払収入は、大里広域クリーンセンターに搬入されました分別処理した金属やペットボトル等の有価物の売払収入でございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号について御説明いたしますので、先ほど御覧いただきました資料ナンバー5にお戻りいただきまして、歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

9ページをお願いいたします。議案第17号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。歳入決算額は351億4,752万2,543円、歳出決算額は343億9,625万1,845円、歳入歳出差引残額は7億5,127万698円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、10ページ及び11ページをお願いいたします。歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄の左から、予算現額353億2,389万1,000円に対し、調定額は353億2,020万3,081円、収入済額は351億4,752万2,543円でございます。不納欠損額は5,687万820円、収入未済額は1億1,580万

9,718円で、これは介護保険料の未納によるものでございます。

一番右、予算現額と収入済額との比較は1億7,636万8,457円、収入済額が少ない結果となりました。この要因は、保険給付費の支出が見込みより低い伸びにとどまったことに伴い、財源の一部である国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金が減額となったことなどによるものでございます。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。歳出決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄の左から、予算現額353億2,389万1,000円に対し、支出済額は343億9,625万1,845円で、執行率は97.37%でございます。翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の9億2,763万9,155円でございます。

続きまして、決算の主な内容について御説明申し上げますので、再び資料ナンバー6の事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、歳出から申し上げますので、34ページ及び35ページをお願いいたします。1款総務費でございますが、事業名の上、人件費は、介護保険業務を担当する常勤職員23人分の給与等及び会計年度任用職員29人分の報酬等でございます。

その下の事業名、介護保険業務経費は、次の35ページ及び36ページにわたりますが、介護保険事務全般に係る経常的な事務経費で、介護保険システム使用料や事務機器借上料などが主なものでございます。

36ページ及び37ページをお願いいたします。事業名、賦課徴収経費は、第1号被保険者に係る介護保険料の賦課及び徴収の経費でございます。

その下の事業名、滞納処分経費は、介護保険料の未納者に対する督促状及び催告書の発送や電話催告業務委託などの徴収経費でございます。

38ページ及び39ページをお願いいたします。事業名の一番上、認定審査会経費は、介護認定審査委員への報酬を初めとした審査会の運営に係る経費でございます。

事業名、認定調査業務経費でございますが、11節役務費の備考欄の一番下の手数料は、要介護度の認定資料作成に必要となります主治医意見書の作成手数料でございます。

その下の12節委託料の備考欄の調査委託料は、外部の事業者にて認定調査を委託したものでございます。

40ページ及び41ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定を受けた要介護者が利用した介護サービスに対する給付費でございます。

このうち、事業名の一番上、居宅介護サービス給付事業の18節負担金、補助及び交付金の備考欄の一番上のサービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の在宅介護に係る給付費で、その下の福祉用具購入費及びその下の住宅改修費は、それぞれのサービスの利用に対し、費用の一部を給付、その下のサービス計画費は、ケアプランの作成費用等に対する給付でございます。

次の事業、地域密着型介護サービス給付事業は、グループホームや小規模多機能型居宅介護等サービスに係る給付でございます。

42ページ、43ページに参りまして、事業名、施設介護サービス給付事業は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等への入所に係る給付でございます。

次に、項に戻りまして、2項介護予防サービス等諸費は、要支援者が利用した介護予防サービスに対する給付でございます。

44ページ及び45ページにわたりますが、上段の4項高額介護サービス等費は、介護サービスを受けた際の自己負担額が所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合、利用者の負担軽減を図るため、超過分を給付するものでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯内で医療費と介護サービス費に係る自己負担分を合算した額が所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合、医療、介護の両保険から超過分を給付するもので、介護保険からの支出分でございます。

46ページ及び47ページにわたりますが、上段、6項特定入所者介護サービス等費は、低所得の方の負担軽減を図るため、施設利用の際の食費及び居住費の負担限度額をあらかじめ引き下げて設定し、その差額分を施設に給付するものでございます。

46ページ及び47ページをお願いします。3款地域支援事業費は、52ページ及び53ページまでにわたりますが、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、介護予防サービスの提供を行うとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能の強化を主な目的としております。

なお、事業の多くは、各市町の高齢者保健福祉施策に位置づけられ、構成市町が主体となって企画、運営を行っており、組合では本特別会計において予算の執行を行っております。

それでは、地域支援事業費の各事業について御説明いたしますので、再び46ページ及び47ページをお願いいたします。事業名一番上、介護予防・生活支援サービス事業は、要介護状態となることの予防や、要介護状態の軽減もしくは悪化防止のための訪問及び通所等のサービスに係る経費でございます。

その下の事業名、介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防・生活支援サービス事業の対象者のケアプランの作成費用に対しまして、地域包括支援センターに負担するものでございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。事業名の一番下、一般介護予防事業は、介護予防知識の普及・啓発等のため、全ての高齢者を対象とした介護予防教室などを実施するための経費でございます。

事業名、包括的支援事業は、高齢者の暮らしをサポートするため、専門職による窓口相談等を行う地域包括支援センターに係る経費で、12節の委託料の備考欄の上の委託料は、センターを運営する社会福祉法人等への委託料でございます。

事業名の一番下、任意事業は、50ページ及び51ページにわたりますが、構成市町が要介護者等に

対し、地域の実情に応じた支援を実施するもので、12節委託料は、配食サービスや見守り事業等の委託経費でございます。

50ページ及び51ページに参ります。事業名の一番上、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を深める事業でございます。

事業名、生活支援体制整備事業は、在宅生活の中で支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが利用できるよう地域づくりを行うため、その担い手育成や発掘、ネットワーク化を行う事業でございます。

事業名の一番下、認知症総合支援事業は、52ページ及び53ページにわたりますが、保健医療・福祉の専門チームにより、早期診断・早期対応を行う認知症初期集中支援推進事業や認知症地域支援推進員の配置等を行うものでございます。

52ページ及び53ページをお願いいたします。4款基金積立金でございますが、介護保険給付費準備基金に前年度繰越金の一部等を積み立てたものでございます。

次に、5款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金のうち、2目償還金は、前年度の保険給付費等の額が確定し、精算の結果、国、県、支払基金及び構成市町へ返納したものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続いて、歳入について申し上げますので、前に戻りまして、28ページ及び29ページをお願いいたします。1款保険料でございますが、介護保険料の現年賦課分と滞納繰越分を合計して、調定額82億8,718万2,340円に対し、収入済額は81億1,450万1,802円で、収納率は97.9%でございます。

なお、滞納繰越分の備考欄中、一番下の不納欠損額は、介護保険法の規定に基づきまして、時効の成立した保険料について不納欠損処理をしたものでございます。

次に、2款分担金及び負担金でございますが、1項負担金は、構成市町からの負担金でございます。

そのうち、一番上の1目介護保険負担金は、保険給付費の12.5%に相当する金額、その下の2目事務費等負担金は、人件費、介護保険業務経費及び介護認定審査会等の経費に係る負担金、その下の3目及び4目の地域支援事業負担金は、それぞれ構成市町で実施した事業に係る負担金でございます。

その下の5目低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の保険料の軽減に係る負担金で、国、県、市町村が全額を負担し、組合では構成市町を通じて受け入れるものでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等サービス分が15%、その他のサービス分が20%でございます。

その下の2項国庫補助金、1目調整交付金は、30ページ及び31ページにわたりますが、全国の保

険者の財政格差の調整を行うための交付金で、第1号被保険者における後期高齢者加入割合や所得状況などに応じて交付されるものでございます。

30ページ及び31ページをお願いいたします。国庫補助金の続きとなりますが、一番上の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に係る交付金で、交付割合は事業費の20%を基本に調整交付金の交付割合が加算されます。

その下の3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、交付割合は事業費の38.5%でございます。

その下の4目保険者機能強化推進交付金は、地域包括ケアシステムの強化を目的に付与される財政的なインセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金でございます。

その下の5目介護保険保険者努力支援交付金は、先ほどの保険者機能強化推進交付金と同様の趣旨により、介護予防、健康づくり等に資する取組を支援するための交付金でございます。

次に、4款支払基金交付金でございますが、1目介護給付費交付金は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料に相当する額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付割合は保険給付費の27%でございます。

その下の2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業のうち介護予防事業・日常生活支援総合事業に対する交付金で、交付割合は事業費の27%でございます。

次に、5款県支出金でございますが、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等の分が17.5%、その他分は12.5%でございます。

その下の2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に係る交付金で、交付割合は事業費の12.5%でございます。

その下の2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、交付割合は事業費の19.25%でございます。

32ページ及び33ページをお願いいたします。7款繰入金は、介護保険給付費に係る第1号被保険者保険料の不足額に充てるため、介護保険給付費準備基金から繰り入れたものでございます。

次に、8款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

最後に、9款諸収入でございますが、2項雑入、1目1節第三者納付金は、交通事故等の第三者行為を原因とした介護サービスの利用に給付を行った後、その給付費を加害者に請求し、納付されたものでございます。

その下の2目返納金は、事業者による介護給付費の不正請求等に係る返納金でございます。

以上で議案第16号及び議案第17号の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

すみません。私が先ほど説明申し上げました事項別明細書34ページ、35ページの方でございますが、介護の人員費の説明のところ、会計年度任用職員を「29名」と申し上げましたが、「30名」

の誤りでございます。訂正をさせていただければと思います。申し訳ありませんでした。

説明は以上になります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明が終わりました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○黒澤三千夫議長 それでは、再開いたします。

これより2件に対する質疑に入ります。

質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○7番権田清志議員 ただいまは御説明ありがとうございます。1点御質問いたします。

資料ナンバー5の6ページ、公債費の件でございます。公債費、これは組合債のことだと思うのですが、これは今現在、残高はどのくらい残っておりまして、どのくらいまでに償還する予定なのか。償還し切れなかった場合どういうことになるのかといった先の見込みについて、教えていただければと存じます。

○吉岡事務局次長兼総務課長 では、御質疑にお答えいたします。

まず、組合債なのですが、平成28年度起債、29年度起債、30年度起債の3か年の起債になります。全て10年間の起債になっておりまして、まず1つ目、平成28年度の起債につきましては、償還期限10年になりますので、令和9年の3月末までが償還の期限となっております。また、29年の起債なのですが、令和10年3月末、また30年の起債につきましては、令和11年の末までが期限ということになってございます。

こちらにつきましては、毎年定額で元金を返還しておりまして、平成28年度起債につきましては、元金として毎年1,750万円、また利息は毎年返していく中で、少しずつ減ってまいりますので、金額は一定ではないのですが、今現在、令和6年度決算ですと、合計で利息が21万1,000円ほど返しております。

また、平成29年度の起債でございますけれども、こちらにつきましては……すみません。先ほどの1,750万円なのですが、年に2回に分けてお支払いしていますので、1,750万円ではなくて、令和6年度は3,500万円を返還しております。こちらは、約3,500万円を毎年返還し、それプラス利息という形でございます。

平成29年度の起債につきましては、年間3,400万円プラス利息ということで10年間返してまいります。平成30年度起債の償還分なのですが、こちらにつきましては年間7,100万円に利息をつけて10年間お支払いしていくという形になってございます。

〔何事か言う者あり〕

○吉岡事務局次長兼総務課長 残額の合計ですね。計算させてください。

〔議長、休憩〕という者あり〕

○黒澤三千夫議長 暫時休憩いたします。

午後 3時04分 休 憩

午後 3時04分 再 開

○黒澤三千夫議長 休憩中の会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

○吉岡事務局次長兼総務課長 答弁に際し、休憩としてしまい申し訳ございません。

残金でございますけれども、3つの償還金合わせまして3億8,650万円となっております。

以上でございます。

○7番権田清志議員 ありがとうございます。すみません、数字のことを事前に言っておかなくて。失礼いたしました。ありがとうございます。

○黒澤三千夫議長 ほかに。

○3番白根佳典議員 ナンバー7になるのですけれども、監査委員からの意見が付されて、その中で8ページですけれども、今回の決算審査において1件の支払いの遅延が認められたということなのですけれども、こちらもこの事の顛末を説明をいただければと思います。

○備前島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

こちらの内容につきましては、令和6年5月分の熊谷衛生センターにおける電気使用料の支払いにおいて、支払い期限が同7月1日であったところ、支払いが7月の3日と2日遅延してしまったことによるものでございます。

以上です。

○3番白根佳典議員 特別会計ですけれども、ナンバー6の53ページになります。

前のページから、認知症総合支援事業の中で、委託料、推進委員等々に委託をしているということでしたけれども、半分ぐらいが不用額となっております。各自治体で認知症に対してはいろいろな取組をしている、オレンジプラン等々で精力的になさっているのかなというふうに思っていますけれども、不用額が出るくらいのかなというのをちょっと疑問がありまして、事業費の約半分が不用額となった説明をいただきたいと思います。

○斉藤介護保険課長 お答えいたします。

こちらの認知症総合支援事業の委託料につきましては、各市町で行っておるところでございます。その中で不用額が500万円ほどということですが、こちらの主な要因でございますが、まずこの予算が、介護保険の事業計画で初期集中が必要な支援件数というのを見込んでおります。その計画に基づきまして予算を取っておりまして、減額の主な要因としましては、深谷市で見込んだ件数に基づいて

予算を約500万円ほど取ったところでございますが、実際の申請に至ったものが少なく、執行が約100万円であったということで、こちらでマイナス、不用額としては約400万円ほど出ております。

主な理由としては以上でございます。

○**3番白根佳典議員** 当該決算、令和6年度の決算年度ですけれども、介護保険の第9期ですか、新しく始まったということで、制度について、変更点、影響額等々御説明いただければというふうに思います。

○**斉藤介護保険課長** お答えいたします。

主に大きな変更点といたしまして、介護保険料の改定というのが大きかったかと思えます。こちらにつきましては、現年分の調定額で申しますと、令和5年度と比べまして7.7%ほど増加しております。こちらにつきましては、保険料改定に基づく要因と考えられるところで約7.4%、ほとんど保険料改定に基づいて歳入が上がったということで考えております。そういったことで、被保険者の数も増加はしておりますけれども、歳入の増加の要因としましては、この料金改定が非常に大きかったというふうに考えております。

以上でございます。

○**黒澤三千夫議長** ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第16号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、本件について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○**黒澤三千夫議長** 起立全員であります。

したがって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

次、議案第17号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**黒澤三千夫議長** 起立多数であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

△議案第18号 令和7年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

議案第19号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算
（第1号）

○黒澤三千夫議長 次、日程第8、議案第18号 令和7年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第19号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○高橋事務局長 ただいま議題となりました議案第18号 令和7年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたしますので、表紙にナンバー9と表示のあります一般会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、債務負担行為の補正でございます。予算の内容につきまして御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。ごみ焼却及び不燃物処理施設運転管理業務委託は、熊谷衛生センター、深谷清掃センター、江南清掃センター及び大里広域クリーンセンターに係る運転管理業務委託が、今年度末で契約が終了いたします。引き続き令和8年度の当初から業務執行を行う必要がありますことから、債務負担行為の予算を計上させていただいております。期間につきましては、令和8年度から10年度までの3か年とし、限度額は4施設で合計37億9,000万円とするものでございます。

2つ目の大里広域クリーンセンター不燃物処理施設資源回収業務委託でございますが、こちらにつきましても委託契約期間が今年度末をもって終了いたしますため、引き続き令和8年度の当初から業務執行を行う必要がありますことから、計上をしておるところでございます。期間につきましては、令和8年度から10年度までの3か年とし、限度額は2億3,000万円とするものでございます。

3つ目の大里広域クリーンセンター委託料につきましては、記載のあります、それぞれの処分業務につきましても同様に翌年度当初から業務執行を行うことから、今年度中に業者選定から契約等を完了する必要があるために、債務負担行為を追加するものでございます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたしますので、表紙にナンバー10と表示のあります介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,957万7,000円を追加し、総額を355億8,492万3,000円とするものでございます。

次に、予算の内容につきまして歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立

事業は、今年度の国の保険者機能強化推進交付金等の配分により生じた保険料の余剰金分を基金に積み立てるものでございます。

9ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、事業名、償還金は、令和6年度介護給付費等の額の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金でございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、前にお戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目1節保険者機能強化推進交付金と、その下の5目1節介護保険保険者努力支援交付金は、先ほど歳出で御説明いたしましたが、今年度の交付決定を受け、計上するものでございます。

7ページに参りまして、8款1項1目1節繰越金は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第18号及び議案第19号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより2件に対する質疑に入ります。

ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第18号 令和7年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次、議案第19号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

△議案第20号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例

議案第21号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例
の一部を改正する条例

議案第22号 財産の取得について（4 t 深煽りダンプ）

○黒澤三千夫議長 次、日程第9、議案第20号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する
条例から議案第22号 財産の取得について（4 t 深煽りダンプ）、以上3件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○高橋事務局長 それでは、ただいま議題となりました議案第20号から議案第22号につきまして、順次、
御説明申し上げます。

初めに、議案第20号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例について御説明
いたしますので、表紙にナンバー11と表示のあります、第2回定例会議案の1ページをお願いいた
します。また、表紙にナンバー12と表示のあります、参考資料の10ページが新旧対照表となります
ので、併せて御参照いただきたいと思います。

本議案は、行政情報の公開決定の期限に係る特例に関する規定の文言の整理を行うものでござい
ます。

改正の内容でございますが、公開決定の期限に関しまして、条文によって書きぶりが異なってい
るため、開示請求があった日を算入する表記に統一し、整合を図るものでございます。

次に、議案について御説明申し上げます。議案書1ページ、上から5行目、第9条第5項中、「日
から」の次に「起算して」を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日からと定めるものでございます。

経過措置でございますが、改正後の第9条第5項の規定は、この条例の施行日以降になされた第
6条第1項の規定による公開の請求について適用し、同日前になされた公開請求は、なお従前の例
によると定めるものでございます。

議案第20号の説明は以上になります。

続きまして、議案第21号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を
改正する条例について御説明申し上げます。表紙にナンバー11と表示のあります、第2回定例会議
案の2ページをお願いいたします。また、表紙にナンバー12と表示のあります、参考資料の11ペー
ジが新旧対照表となりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

本議案は、保有個人情報の開示決定等の期限に係る特例に関する規定の文言の整理を行うもので
ございます。

改正内容でございますが、先ほどの議案第20号と同様の整合を図るため、条文について同様の改
正を行うものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日からと定めるものでございます。

経過措置でございますが、改正後の第4条の規定は、この条例の施行日の以降になされた個人情報保護に関する法律第76条第1項の規定による開示の請求について適用とし、同日前になされた開示請求については、なお従前の例によるものと定めるものでございます。

議案第21号の説明は以上になります。

続きまして、議案第22号 財産の取得について（4 t 深煽りダンプ）について御説明申し上げますので、再びナンバー11と表示のあります、第2回定例会議案の3ページをお願いいたします。またあわせて、ナンバー12と表示のあります、参考資料を併せて御参照いただくようお願い申し上げます。

初めに、取得の目的でございますが、不燃物処理残渣運搬用車両の購入でございます。品目及び数量は、4トン深煽りダンプ3台で、取得価格は3,420万6,090円でございます。契約の相手方は、さいたま市北区宮原町2丁目41番12、新明和工業株式会社特装車事業部営業本部関東支店支店長、板村 彰でございます。

今回の取得を予定しております4トン深煽りダンプは、大里広域クリーンセンターで不燃物を処理する際に発生した残渣を運搬するために使用している車両が、老朽化したことに伴う車両の更新でございます。

議案第22号は以上でございます。

以上で議案第20号から22号までの御説明を終わりにいたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより3件に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより3件を順次採決いたします。

議案第20号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次、議案第21号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

次、議案第21号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次、議案第22号 財産の取得について（4 t 深煽りダンプ）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

△一般質問

○黒澤三千夫議長 次、日程第10、一般質問。

3番白根佳典議員より一般質問の通告がされております。

これより一般質問を行います。

なお、質問は自席にて行い、再質問からは一問一答方式ですので、よろしく願いいたします。

それでは、3番白根佳典議員の一般質問を許可いたします。

○3番白根佳典議員 黒澤議長より許可いただきましたので、一般質問させていただきたいと思っております。

我々組合議員はもとより、議会の議事録の公開や議案の内容の公開は、行政による単なる情報提供ではなく、民主主義の根幹、政策の質、行政の健全性を支える制度的基盤だと考えます。意思決定の過程が見えなければ、正当性は弱まり、議事や法案公開が、何がなぜ、誰によって決まったのかを可視化し、統治の正当性、納得性を高めるものと確信しています。

信頼の形成をどのような手法により徹底するか。情報公開を通じた透明性は、行政や議会への信頼を促し、そうしたものの最も強力な源泉と考えます。

[何事か言う者あり]

○3番白根佳典議員 大変申し訳ございません。大丈夫でしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○3番白根佳典議員 続けさせていただきます。

逆に情報の非公開というのは、不信など社会の分断を生み、政策実行のコストを上げていく。政策の質と実行可能性の向上の点で、根拠資料や参考人の意見、影響評価などが公開されれば、外部の専門家、そして市民が検証し、誤りや想定漏れが、早期の是正が可能となります。市民参加と熟議の促進参加の裾野拡大により、誰もが議案や審議を把握できれば、当事者、専門家、市民社会の実質的な関与が可能になります。こうした市民目線での議論が活性化し、公共圏での議論が深まると考えます。

情報公開は、表現の自由、自己統治の前提であり、公開が不十分だと権利行使や訴訟、救済の障壁になる。公開された公平な手続は、結果の受容可能性を高めて、社会的分断を緩和し、市民の知る権利を具現化していく。このようなことをどのように担保していくのか、こうしたことをただしたい。

1点目です。議案の公開についての構成市町の現状についてお伺いいたします。

2点目、本組合の議案等の閲覧方法について御答弁を求めます。

本組合の解散の合意を受けて、公文書の管理はどのように行っていくのでしょうか。解散後も保存期間の定めのある公文書はもちろん、議会の議事録等は、過去、そして将来の市民の財産であります。どのような議論を経て政策が行われてきたのかを将来の市民社会の発展に役立てるためにも、どこに、どのように保管、保存し、公共物としての任を果たすのか。

3点目、解散に向けての公文書管理について答弁を求めます。

議事録や議案の公開は、民主的正当性の核であり、説明責任、腐敗の防止、政策の品質、経済的予見可能性、社会的包摂を同時に高める高効用の制度投資です。デジタル時代にふさわしい、タイムリーで、完全で、使いやすい、そして再利用可能な公開へと移行し、適切な秘匿とプライバシー保護の枠組みを備えれば、懸念は管理可能だと考えます。公開対象の拡大、データ基盤の整備、第三者監視、KPIによる継続的改善を進めることで、強靱で信頼される議会、行政を目指すべきと考えます。

4点目、本組合の現状についてお伺いをいたします。

○高橋事務局長 白根議員さんの御質問、大里広域市町村圏組合の情報公開について順次、お答え申し上げます。

初めに、議案の公開についての構成市町の現状についてでございますが、市町に確認をいたしましたところ、熊谷市では、議会開会日に議案及び議案資料をホームページで公開するほか、本庁舎の情報公開コーナー及び市立図書館に配置をしています。深谷市では、告示日に議案及び議案資料を市政情報コーナー及び市立図書館に配置をしています。寄居町では、議案等の公開は行っていないとのことでございます。

なお、熊谷市、深谷市では、議案の審議結果及び各議員の賛否の状況並びに会議録についてはホームページで公開しています。寄居町では、議案の審議結果及び会議録についてホームページで公開しています。

次に、議案等の閲覧方法についてですが、本組合ではホームページによる議案の掲載はしていません

んが、告示日以降に曙町事務所において閲覧することが可能です。

次に、解散に向けての公文書管理についてですが、現在組合が保有する公文書の承継先や承継方法等具体的な方針は決定していませんが、今後解散に向けて段階的に事務承継を行っていく際に支障が出ないように、構成市町と連携を取りながら協議を進めていく予定です。

次に、本組合の現状についてでございますが、議案等に関する本組合の公開状況については、先ほど述べたとおり、告示後や、議会開会中に公開しておりませんが、議会閉会後に議決となりました予算書、決算書及び会議録をホームページに公開をしています。

そのほか本組合が行っている圏域内の住民等に対する情報提供といたしまして、組合が実施しております各種計画、施設運営等や調査結果については、ホームページにより随時更新をし、情報発信を行っております。

御指摘であります議会の議案の公開方法については、デジタル時代に対応した公開方法や公開対象の拡充など、構成市町や他の自治体等の情報公開の進捗状況を鑑み、調査・研究してまいります。

以上でございます。

- 3番白根佳典議員 議案等の公開手法については、構成市町によって手法が違うということで、こうした現状であります。本組合ではどのように議案等の公開をしていくかということについては、議論が必要かと考えます。私としては、積極的に諸資料の公開がされるよう制度改善を求めたい。

今後、組合の解散に向け、有形、無形の資産をどのように承継していくのか、方向性を定めていく必要があると考えております。行政間の努力に期待するとともに、私たち組合議員、さらには構成市町の議員の御尽力により、市民にとってよい方向性となる結論が得られればと期待を込めまして、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

- 黒澤三千夫議長 以上で3番白根佳典議員の一般質問は終了いたしました。

以上で通告された一般質問は終了といたします。

-
- 黒澤三千夫議長 この際、お諮りいたします。

議会運営委員会におきましては、議会閉会中に次期定例会の会期等について調査をしていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中に議会運営委員会において調査をしていただくことに決定いたしました。

△閉会の宣告

- 黒澤三千夫議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位及び管理者を初めとする関係者の皆様のおかげをもちまして、令和7年第2回大里広域市

町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼申し上げ、閉会といたします。
ありがとうございました。

午後 3時39分 閉 会